

平成30年度原子力規制委員会
第33回会議議事録

平成30年10月3日（水）

原子力規制委員会

平成30年度 原子力規制委員会 第33回会議

平成30年10月3日

10:30～11:25

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：原子力規制国際アドバイザーについて
- 議題2：東京電力福島第一原子力発電所3号機燃料取扱機等の不具合について
- 議題3：緊急時のプラント状況把握の強化について（中間報告）
- 議題4：国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）フォローアップミッションの日程等について
- 議題5：原子力規制委員会「男の産休」プラン実施について

○更田委員長

それでは、これより第33回原子力規制委員会を始めます。

伴委員は、先週お知らせしたように、フランスでOECD/NEA（経済協力開発機構／原子力機関）の安全文化に係る会議に出席をしておりますので、欠席です。

それでは、最初の議題は「原子力規制国際アドバイザーについて」です。

本件ですけれども、これは説明が私ということになっているので。

原子力規制国際アドバイザー（国際アドバイザー）、これは原子力規制委員会が発足したときに、これはもう発足時に決まっていた形ですけれども、米国のリチャード・メザーブ氏、それから、フランスのアンドレ・ラコスト氏、それから、イギリスのマイケル・ウエイトマン氏、このお三方にもう既に依頼がなされていて、当時、環境大臣をお務めだった方の御尽力によってもう定められていてという形で、いわゆる国際アドバイザーという形で活動をしてきたのですけれども、この国際アドバイザー、明確な規定があって進めていたものではなくて、それから、発足してもう6年間、最初、国際アドバイザーからサジェスションですとかを頂いて活動してきて、その後もメザーブ氏からは折節に助言を頂く形であったのですけれども、今般、これを制度といいますか、ある程度ルールを定めて出直しをしようということで、ここに趣旨としての大まかなフレームが書かれています。

メンバーですけれども、ラコスト氏、ウエイトマン氏は、公職を引かれてから随分年数がたっているということもあって、また、御本人の方々の御意向もあって、新たにこの原子力規制国際アドバイザーを委嘱する形ということで、お三方の候補がここに記されています。

お一人は、これまでも国際アドバイザーを務めていただいたリチャード・メザーブ氏。USNRC（米国原子力規制委員会）のチェアマンを引かれてからも、国際的にはほぼ現役のような形でIAEA（国際原子力機関）のINSAG（国際原子力安全諮問グループ）の議長などを務めておられます。国内では電力中央研究所のNRRC（原子力リスク研究センター）のエグゼグティブアドバイザーという形で参画をされている。

もうお一方は、これはダナ・ドラボヴァ氏。女性ですけれども、チェコの原子力安全庁の長官で、IAEAのCSS（安全基準委員会）という、これはいわゆるIAEA基準というものを定める上での、これより上は閣僚会議だとか理事会というシステムはあるけれども、実質的な基準の内容について議論する上では最高議決機関であるCSSの議長を務めておられて、放射線防護の世界でも国際的に著名な方です。

それから、アンディ・ホール氏。これは前ONR（イギリス原子力規制機関）の長官というか、首席検査官。イギリスは「インスペクター」という言い方をしますけれども、日本で言えば長官に相当する職を務めておられた。ENSREG（欧州原子力安全規制者グループ）の議長も務めておられた方で、どちらかというとうエイトマン氏の後継というような方です。

国でいえば米国、それから、チェコ、それから、イギリスという形になりますけれども、今、事務方の方で委嘱のフレームを作ってもらっていますので、このお三方に国際アドバ

イザーを委嘱したいということになっています。

何か御質問、御意見があれば。よろしいですか。

一井国際室長、補足はありますか。よろしいですか。

それでは、原子力規制国際アドバイザーの要件、これは「別紙のとおり」というのは次のページのことかな、規程（原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程）をこのように定めて、そして、メザーブ氏、ドラボヴァ氏、アンディ・ホール氏に原子力規制国際アドバイザーを委嘱するということよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

2つ目の議題ですが、2つ目の議題は「東京電力福島第一原子力発電所3号機燃料取扱機等の不具合について」です。

今井福島第一原子力発電所事故対策室長から説明してもらいます。

○今井原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

福島第一原子力発電所事故対策室（1F事故対策室）の今井でございます。

資料2に基づきまして御説明いたします。

1F（福島第一原子力発電所）の3号機燃料取扱機等の不具合についてでございますけれども、3号機におきまして、燃料取扱設備クレーン、いわゆるキャスクを上げ下げするクレーンと、それから、燃料取扱機、こちらは使用済燃料を取り出すときのクレーンに似たような機械でございますけれども、そちらで起きました不具合について、概要を御説明したいと思います。

「2. 概要」の方に入りまして、3件ございます。

まず最初は、燃料取扱設備クレーンの不具合でございますけれども、こちらにつきましては、概要は、元々、燃料取扱設備クレーンにつきましては、海外で作製されたものでございますけれども、そちらの工場で作製されたときには380V、いわゆる比較的電圧としては低い状態のままでパラメータ設定等が行われてございました。

こちらを国内に持ち込みまして試運転等を行ったときは、国内工場では420V、そして、1F、原子力発電所の方に持っていったときには480Vというところで、国内工場でいわゆる試運転・試験を実施したときには、その差が420引く380で40Vというところで、特に異常は発見されなかったのですが、現地に持っていったときに480引く380というところで、この100Vの差が、回路に余剰の電力を流すことによって、ブレーキレジスタと言われる部品の部分が、盤内の部分が高温になりまして、端子台の絶縁物の変形しまして、結果として絶縁しているものが溶けてしまって、それぞれの端子が電通する、いわゆる短絡が起こるような状況になっていたというものが原因でクレーンの不具合というものが発生してございました。

こちらにつきましては、もう既に原因が分かって、回路等々の部品は交換して、動かせ

る状況にはなっておりますけれども、その次に、燃料取扱機の方で不具合が発生してございます。

こちらについては、我々の方で使用前検査を行っていたところでございますけれども、異常を示す警報が発生いたしました。状況を確認した結果、燃料取扱機をコントロールする、あるいはその信号を受けるようなケーブルのところが腐食していたという事象が発見されております。

そのケーブルにつきまして、あそこは外の場所ですので、雨水等々、そういったものが入らないような防水の仕組みが必要であるところを、そういったものに若干不良なものがありました。そこが1カ所ではなく、ほかにも76本全てケーブルがございまして、そのうち11本、11のラインで不具合が確認されているところがございますので、そういったところも含めて、ほかにも異常がないかというものを東京電力の方で確認をさせていただきます。

それから、1件目は燃料取扱設備クレーンの説明をさせていただいて、復旧したという御説明をいたしました。また新たにエラーメッセージが発生いたしまして、こちらにつきましては、定格は50tのものでございますけれども、51tのものをつり下げて、それでエラーが出たというところですが、今のところ、いわゆる過荷重、定格よりも重たいものを載せたということに対して何かエラーが出たというよりも、ブレーキがきちんと掛かっているかどうかというまた別のエラーが発生してございます。

したがって、こういった回路がロジックでそういったエラーが出ているかどうかというものは確認中ではございますけれども、現在、これについては、事業者の方で確認中ではございまして、まだ原因は調査中ではございます。

これら3つ、それぞれは別々の個々の事象でございますけれども、全体として共通要因として考えられるものは、品質管理上の問題といったところがございますので、そういったものを改善して、今後、試運転作業を開始するという事としてございまして、少なくとも本年12月までは設備の総点検を行う予定ということで事業者の方からは報告を受けてございます。

まず、事象の概要の説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

東京電力に使用済燃料がプールに大量に存在するというリスクですね、これについて、やはり再認識をしていただく必要があると考えます。一般の方々は、どうしても燃料デブリの取り出しというようにところに目が行きがちではございますけれども、この使用済燃料の取り出しというのは極めて重要な作業でございますので、この点について、やはり御認識をしていただければと思います。

原子力規制委員会においても1F監視・評価検討会（特定原子力施設監視・評価検討会）というのがございますけれども、この1F監視・評価検討会の中でも、この作業ができるだけ速やかに事故なく実施できるための方策を御検討いただければと思います。

原子力規制委員会の役割から一步出ることになるかと思えますけれども、福島の復興あるいは廃炉リスクの大幅低減ということを考えますと、1F監視・評価検討会において、さまざまな原因究明のみならず、必要となれば関連するメーカーの参加もいただいて、燃料取り出しがスムーズにいくような方策を考えていただくということも必要になるように思いますが、田中委員、いかがでございますでしょうか。

○田中委員

ありがとうございます。

特定原子力施設監視・評価検討会の役割は、大変大きなものがあるかと思えます。さらに、我々としてもメーカーに聞いたり等々をすることは大事かと思えます。

それと絡めて、今、山中委員も指摘されましたが、我々としても「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」（リスクマップ）というのを作ってございまして、そこに明確に書かれているとおり、使用済燃料プールからの燃料等の取り出しは、建屋内の滞留水、それと並んでリスク低減のために極めて重要なものと認識されてございます。

次のステップとして、燃料取り出しにつきましては、約500体の使用済燃料が保管されている3号機使用済燃料プールからの取り出しが予定より遅れることになりそうで、私達も大変気にしているところがございます。

東京電力は、資料2に書いているとおり、原因究明対策を行い、品質管理上の問題の改善にしっかり取り組むと。これは当たり前のことでございまして、初めに申し上げたとおり、現在あるリスクを低減するためにプールからの取り出しは極めて重要でありますから、この認識を強く持っていただき、人や金などの資金も十分に投入し、また、機械とか電気の専門的な知識とか経験も反映して、安全かつ着実にやっていく必要があるかと思えます。

そういうことで、山中委員も指摘されたとおり、私が出席してございます特定原子力施設監視・評価検討会においても、一步出ていろいろとこれから見ていき、指導していきたいなと思っております。

○更田委員長

石渡委員、いかがですか。

○石渡委員

ここに3件の不具合が書かれているわけですがけれども、これは、お聞きするところ、非常に初歩的な事項のように思うのですよね。こういう点で問題が生じるというのは非常にやはり問題だと思いますので、しっかりとした対応をしてほしいと思います。

特に最後の燃料取扱設備クレーンの不具合というのは、これは要するに重量オーバーの

ものを持ち上げたということではあるけれども、それが原因ではなかったと、そういうことなのですか。

○今井原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

1F事故対策室の今井でございます。

原因については、まだ因果関係がはっきりしておりませんが、現在のところ、通常、過荷重のエラーであればまた別のエラー警報が発するところが、そこが発していないということがございますので、今、定格のものより重いものを下げたこと自体が直接のエラーではないですけれども、事象そのもの、例えば重いものを持ち上げたことによってブレーキの掛かり具合が変更になったとか、そういったところがございますので、エラーメッセージそのものと直接つながってはいないのですけれども、そこも含めて状況はきちんと確認してまいりたいと思っております。

○石渡委員

でも、こういうクレーンとか、こういうもので物を運ぶ場合に、普通は余り限度ぎりぎりの重さのものを持ち上げないようにするのではないかと思いますよね。大体8割とか7割とか、それぐらいのもので作業をするのではないのでしょうか。

○今井原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

1F事故対策室の今井でございます。

50 tに対してプラスマイナス10%、およそ45 tから55 tの間での運転の範囲であれば、警報が鳴らない設定となっていたとのことでございます。したがって、51 tであれば55 tより下の数値でございますので、直接には鳴らないところだと思いますけれども、いずれにしましても、そういったことも含めて原因となる可能性がありますので、きちんと確認してまいりたいと思います。

○石渡委員

よろしくお願いします。

○更田委員長

よろしいですか。

私から主に2つのことを申し上げようと思います。

1つは、本件は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業というのは、さまざまな技術上の困難がある。新たにチャレンジしなければならないこともあるし、これまでにない技術を開発しながら取り組まなければならない、ないしは作業の場が放射線場であるというような困難があるだろうと。

ですから、東京電力が非常に厳しいチャレンジをしているということは分かるのだけれども、本件はそれではないと。これは1Fならでの困難が立ち塞がって生じたものではない。これは、極端な言い方をすれば、手抜きにすら見える。

まず、クレーンですけれども、電圧の設定が合っていませんでした。今の時点で、これはウエスティングハウスがきちんとしておくべきだったのか、東芝がきちんとしておくべ

きだったのか、それとも東京電力がちゃんとやるべきだったのか、今の時点まで明らかになっていきますか。

○今井原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

調達管理の問題だと考えておりますので、その辺を含めて確認していきたいと思っております。

○更田委員長

確認していきたくないではなくて、本来、どこがしっかりするべきであったかというのは、既に1F監視・評価検討会できっちり押さえられているはずのことだと私は思っています。もう時間が経過しているにもかかわらず、確認していきたくないではないと思っております。当方の姿勢も改めて確認をしておきたいと私は思っています。

それから、燃料取扱機のコネクターの部分、カバーに相当するようなものが、付いていないはずのものがついていなかった。そもそも屋外で使われるような仕様になっていなかったように見える。契約はどうなっていたかということ、使用条件に関する規定は特になされていなかった。

これは厳しい現場で使うのだから、使用条件がこういった条件で使うものだと普通は仕様書に書く。それが切った張ったの中で非常にざっくりした仕様書になってしまったのだとしたら、納める方は納める方でひどいではないかと。福島第一原子力発電所という今や世界中の人たちが知っている厳しい現場で使われる装置を納める側が、何で雨に濡れたらショートしてしまうというようなものを納めるのか。

だから、これは納品する側に問題があるのか、調達する側の方の東京電力なのか。おそらく両方なのではないかと思うけれども、これは、本件に関して言ったら、東芝も追いかけるべきだと思う。使用条件が規定されていなかった。更に言えば、コネクターのようなものが使えなくなったって、普通は予備品があります。これだけ大事な作業を進めるのだから、本体でなくてケーブル類だったら予備品があるけれども、予備品はなかった。

それから、不具合に対する責任は一体どこが負うのか。保証はどうなるのか。契約内容に明確な規定は、これまでのところ、見られないようだ。とにかく調達が甘いだけでも、品質保証体制に疑いを持たざるを得ない。更に言えば、その体制がこれまでに強化されたとも聞いていない。

ですから、これは汚染水との戦いだとか、デブリの取り出しといったような類いの話ではない。ちゃんとやればできたはずのことができていないという話なので、私は、本件を重く見るべきだと思っておりますし、1F監視・評価検討会ではきっちり追いかけてもらいたいと思っております。

それから、もう一つここで確認をしておきたいのは、山中委員、田中委員それぞれ、「一歩前へ出て」と、果たして一歩なのかと。

通常、原子力規制委員会は、規制機関ですから、商業活動して行われる原子力のさまざまな活動に関しては、事業遂行のお手伝いをする組織ではない。ある意味、最低限の当然

守られるべき安全のレベルがきちんと守られるように規制を行っていくということであって、事業遂行に対して踏み込まない。

しかしながら、これは原子力規制委員会の発足以来の一つの使命であって、福島第一原子力発電所の廃炉に関しては、この事業を前に進める責任を原子力規制委員会もともに負うのだという。これは発足のときの明確な意志であったと私は思っています。

したがって、本件に関しては、改めて各委員の間で確認をしたいのですけれども、東京電力がきちんと1Fの廃炉を前に進めるということ、これをきちんと指導していくということは、原子力規制委員会が責任を負うのだと。ほかの規制対象とは違うのだということを私は明確にしたいと思っていますけれども、この点、いかがでしょうか。

○田中委員

今、更田委員長が言われたことは、まさにそのとおりかと思えます。これはやはり我々としても、しっかりとリスクを低減させていくのだというときには、一歩出るというのはいろいろな意味があるかと思えますけれども、やはり原子力規制委員会が発足してからは、リスクを低減することを指導して見ていくと。これが結果として国民の皆さんに対して心配とかをなくしますし、また、安全上の問題も低減させると思えますので、これはしっかりやるべきだと思います。

そういう意味では、先ほど更田委員長からもございましたが、特定原子力施設監視・評価検討会も、設立のときの趣旨をもう一遍よく理解して、しっかりと見ていく必要がありますし、また、見ていきたいと思えます。

○山中委員

更田委員長がおっしゃられたとおり、この福島第一原子力発電所の廃炉を進めるということが我々原子力規制委員会の本務であるという点は、本当にまさしくそのとおりで、おっしゃるとおりだと思います。

○石渡委員

私もおっしゃるとおだと思えます。特に自然災害というのはいつ襲ってくるか分からないわけですから、できるだけ早くやらなければいけないということも含めて、更田委員長がおっしゃったとおりだと思います。

○更田委員長

本件について、この3号機からの使用済燃料プールからの燃料の取り出しというのは、今進めている1号機、2号機、3号機、それから、4号機、こういった建屋、原子炉建屋、タービン建屋にたまっている水の浄化、放射性物質の低減、それから、その後のドライアウトと並んで、リスク低減の観点から、今、優先課題であるということは、先ほど田中委員が紹介されたリスクマップの上でも明らかとなっているところですが、原子力規制委員会としては、先ほど申し上げたように、通常の規制の考え方ではなくて、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関しては、これを前に進めるということの責任を、規制を通じてその責任を負うのだということを明確にしたいと思えます。

田中委員がリードされている1F監視・評価検討会においては、これまで以上に、本件に関しては、やはり調達の細部に至るまで、きちんと押さえるべきだと思いますので、更には、私は、調達先に関しても、きちんとした説明を求めていただきたいと思います。

○田中委員

これに関して、また10月の中旬ぐらいに次回の検討会が予定されています。そこでもしっかりと見ていきたいと思います。

○更田委員長

ありがとうございました。

3つ目の議題ですが、3つ目の議題は「緊急時のプラント状況把握の強化について（中間報告）」です。

本年8月1日の原子力規制委員会において、緊急時の体制の整備、それから、緊急時のプラント状況把握の強化などについて議論を行ったところですが、その後の検討状況について、金子長官官房緊急事案対策室長から説明してもらいます。

○金子長官官房緊急事案対策室長

原子力規制庁の金子でございます。

資料3を御覧くださいませ。

今、更田委員長から御紹介ありましたように、緊急時のプラント状況把握の体制あるいは能力の強化について、本年8月に御議論いただいた方向に沿って、その進捗状況を今日は御報告をさせていただきます。

資料3の2. にまずありますが、その基盤をしっかりと整えるということで、従来から、緊急時にどういう役割を職員が果たすべきかということは、もちろんアサインをしていたわけですが、明瞭に仕事として職務を命ずるといような形で役割の明確化、その上で、組織的に訓練や研修に出るサポートも受けられるようにしようということで、10月1日付で340名程度の方に、緊急時対応の業務が原子力規制庁の職員としての業務であるということを明確に通知をいたしております。その上で、所属する課室等からも、訓練への参加とか研修への参加について、サポートをいただけるような基盤を整えたというのが、まず1点でございます。

3. に個別具体的な政策の進捗をお示ししてございます。

まず1番目が、前回も議論になりました緊急時対策支援システム（ERSS）、コンピューター上で発電所のプラントの状況を把握するためのものですが、いろいろな追加のデータ項目が必要であるということ、それから、それを見やすくする、使いやすくするという点でも検討が必要であるということを申し上げましたが、今、その検討を、委員の方々からのコメントを踏まえるということも含め、随時進めてきております。

「【今後のスケジュール】」にありますように、本年11月頃には基本的な方向性、あるいは個別具体的な仕様書の作成に取り掛かりたいと考えておりますので、その状況につきましても、原子力規制委員会でも状況報告を、必要があれば、させていただければと思っ

ております。

資料3の2ページを御覧いただきまして、今のシステムの話ですけれども、対応する職員の能力の向上ということで研修・訓練等を進めてございます。

①に書いてございますのが、いろいろな訓練を事業者とともにやっていくということです。今、特に下半期からは、原則、火曜日と金曜日に事業者防災訓練、ここにありますように、本年9月以降、39カ所の訓練を予定させていただいております。プラント班を中心に、それとともに活動をする様々な関連の機能班についても、一緒に仕事をしていくと。事業者と原子力規制庁の対応の改善がその中で図られるようなことを進めてまいります。

ちょうど昨日、「【参考】」のところの3行目に書いてございますけれども、東京電力の柏崎刈羽原子力発電所を舞台にいたしました事業者防災訓練をしたところでございます。

それから、研修・訓練等でございますけれども、②にございますように、シミュレータを用いたもの、あるいは緊急時の対応の手順がどのように準備をされているか、あるいは設備・機器がどう準備されているかといったことについても、特に稼働している発電所を中心とした新規制基準対応の手順の確認、あるいはシミュレータを活用した緊急時の判断の訓練、こういったものも継続的に実施してございます。

最後に3ページを御覧いただきまして、今、申し上げたようなシステムの使用そのものの習熟のための訓練、これは宿日直に当たっている者、あるいはプラント班等で、そのシステムを用いる者に対する訓練を継続的に実施してございます。

ここまでが原子力規制庁としての取組でございますけれども、相対する原子力事業者の側でも対応を向上していただかなければいけない、あるいは情報共有をしっかりしていかなければならないということで、原子力事業者防災訓練の中では、4.の(1)にありますように、我々はいわゆるCOP(共通情報認識図)、2番目のポツ(・)にCommon Operational Pictureと書いてございますけれども、事故やプラントの状況、それがどう進展していく可能性があるのか、収束していく可能性があるのか、あるいはそれをするために必要な手だて、戦略はどういうものがあり、どこまで準備ができているかを示して、それを認識共有するためのツール、こういったものも情報共有しながら、それもまた改善することも含めて対応を図っていく計画にしております。

それから、昨年からは始めております訓練シナリオ開発ワーキンググループでの取組につきましても、1番目のポツにある指揮者の判断能力の向上、あるいは2番目のポツにあります現場でのサイトの対応能力の向上といったことについて、また今年度も具体的な計画を立て、また改善し、充実して取り組んでいくという形で、これは計画を今、立てているところでございます。

以降は、前回御議論いただいたときの原子力規制委員会の資料でございますので、説明は省略させていただきます。

私からは以上です。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。山中委員。

○山中委員

緊急時の対応強化のための様々な取組の報告をしていただきました。中でもERSSの改良ですとか、あるいは実動訓練の改善、実際に本年度、事業者防災訓練を開始されているところでございます。昨日、私も東京電力柏崎刈羽原子力発電所の防災訓練に参加いたしました。先日の原子力規制委員会で東京電力の昨年までの防災訓練の対応のまずさについて、厳しいコメントをさせていただきました。今回の訓練を拝見した限りにおいては、発電所と本店との情報共有など、防災対応の組織的な対応が格段によくなっているなどという印象を持ちました。個々人の力量の向上も見られましたし、元々個人については技術力のある会社でありますので、真摯に防災訓練に取り組んでいただければ、十分よい成果が得られると思います。万が一の対応に備えてもらえるものと確信しております。今後はより対応チーム間の連携を強めて、どのような職員が参加しても対応がスムーズにいくように、社内での技術伝承ですとか、人材育成にも東京電力は取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○更田委員長

ほかにいかがですか。田中委員。

○田中委員

報告ありがとうございました。1つ目のERSSの機能につきましては、私も時々聞かせていただき、意見も言っているところがございますが、また本年11月に基本設計の決定等々あって、あと1か月ちょっとですから大変なところだと思いますので、また画面モックアップというのですか、そんなので見せていただきながら、必要があればコメントしたいなと思います。

2つ目は、質問なのですが、資料3の2ページの「(2) 職員の緊急時の状況把握能力の維持向上」の①に、事業者が行う訓練機会を捉えて実動訓練とあるのですが、先月の9月25日にJAEA（日本原子力研究開発機構）の原子力科学研究所（原科研）の訓練もあったみたいなのをここに書いていますけれども、そのときに事業者が行う訓練機会を捉えて、職員の実動訓練ということで、何か参考になったことがもしありましたら教えていただけたらと思うのです。

○菅原長官官房緊急事案対策室企画調整官

原子力規制庁緊急事案対策室の菅原でございます。

本年9月25日のJAEAの原科研の訓練におきましても、ポツの2つ目に書いてあるように、ERC（緊急時対応センター）プラント班及び即応センター、あと緊対所（緊急時対策所）に職員を派遣して訓練を実施しております。そういった中で、事業者からの情報共有というところで、ERCで情報把握するということをやっておったところがございますけれども、JAEAの情報共有も昨年度に比べて余りよくできていなかったというところはございました。

そういう中であっても、情報を把握して、官邸向けの資料を作るといったところはERCプラント班で実施しておりますし、即応センター、あるいは緊対所に派遣した職員からも、JAEAから来ない分、情報をバックアップする形でクロノロジーシステムを使用して情報を提供しているといった訓練を実施したところでございます。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。JAEAの原科研には様々な施設がありますから、原科研全体としてどう見るかとか、ほかとは違った難しい点もあろうかと思っておりますので、我々の方でもしっかりと見ていく必要があるかなと思えました。

○更田委員長

石渡委員、よろしいですか。

細かい点で言えば、ERSSと並んでCOPの改善、それから、これは前回もお願いしたところだけでも、訓練中に配られる文書の優先順位付けといいますか、グレード付けをしてほしいと。非常に多くの紙が飛び交うけれども、重要度の高いものから低いものが一律に配布されるので、ここは工夫の余地があるかなと思っています。

何よりも、これはこれから先の課題かもしれないけれども、訓練のときの空気の問題、雰囲気の問題。1つは、いまひとつ臨場感が高まらない。この1つの要因は、シナリオが極端過ぎて、というのは、どうしても原子力災害対策特別措置法第15条、ジェネラルエマージェンシーへ持っていかうとするものだから、あれも駄目です、これも駄目です、どれも駄目ですと。何を持ってきても駄目だし、それも技術的には、ある意味、荒唐無稽とまでは言わないけれども、極端な理由でこれは使えません、あるいは何だかよく分からないけれども、使えませんと。同じ機能、目的を持った機器が多重化されているけれども、双方が共倒れになっています、理由は今のところ調査中ですという形でシナリオが前へ進んでいくものだから、判断に当たる者とする、どんどん、どんどん極端な方向へ行くので、かえって臨場感が失われてきてしまうのですね。

シナリオを隠したブラインドテストなどもこれからの課題だと思うのだけれども、判断を間違えると炉心損傷に至る、正しく操作すれば、判断すれば、炉心損傷を回避できるというシナリオを狙ってほしい。ないしは、炉心損傷には至るのだけれども、格納容器からの有意な放射性物質の放出を、ちゃんとやれば回避できるけれども、判断ミスをしたら放出に至ってしまうというような、そういったクリティカルなシナリオ、簡単ではないですけども、ただ、そういったシナリオを是非目指してほしいと思います。これは、ああいって大勢が参加する訓練というよりも、別途、例えば、机上訓練であるとか、あるいはシミュレータを使った訓練での一つの課題ではあると思いますが、いわゆる事業者防災訓練だけではなくて、訓練の全体、それぞれを捉えて、質の高い訓練に進んでもらいたいと思います。

それから、山中委員からお話のあった昨日の東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事業者訓練は、山中委員のようなフル参加ではないですけども、私もERCにいて見ていたの

ですけれども、確かによくなっているのだらうと思います。ただ、これは山中委員の言われた力量の向上なのかというと、むしろ力量の高いメンバーの投入によるものではないかと思えたのです。即応センターでこちらに対応するメンバーというのは、安全審査のときに説明の主役を演じたようなメンバーで、ERCのリエゾンにいた人もそうだったし、これは彼らなりのドリームチームを組んで、それを投入したのかなというものだったので、山中委員の言われたことは大変重要で、必ず力量の高いメンバーがその場にいるというわけではないので、誰がやってもきちんとできるようにということが重要なので、やはり繰り返し訓練を行う。また、繰り返し行うときには、例えば、メンバーを変えて行う、そういったことが重要なのだと思いました。訓練全体としては、全体としての力量の向上が見られたのは、まあよかったと思っています。

よろしいでしょうか。石渡委員、いかがですか。

○石渡委員

言葉の問題なのですけれども、資料3の2ページ目の下の方に「座学研修」というのがあって、これはそれぞれが「説明会」になっているのです。研修」と「説明会」は語感はかなり違うと思うのですよ。これは「研修」にさせていただくべきだと私は思いますが。

○金子長官官房緊急事案対策室長

原子力規制庁の金子でございます。

従来型の言葉を使っているので、趣旨と離れてしまっているところもあろうかと思しますので、注意をして、きちんと学ぶという意味での研修という位置付けにさせていただきたいと思えます。

○更田委員長

よろしいでしょうか。では、金子室長の方では引き続き検討を進めてください。

4つ目の議題です。4つ目の議題は「国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）のフォローアップミッションの日程等について」です。

核セキュリティ担当の児嶋安全規制管理官から説明してもらいます。

○児嶋長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

安全規制管理官の児嶋でございます。

御説明いたします。IPPASのフォローアップミッションにつきましては、平成29年1月に受け入れを表明しておりましたところ、受け入れ日程が決定いたしました。日程は、平成30年、本年の11月26日月曜日から12月7日金曜日までの2週間でございます。

そのフォローアップミッションのメンバーでございますが、前回のIPPASのミッションでもリーダーをやっていた米国のサンディア国立研究所のジョセフ・サンドバル氏、そのほかに海外5カ国及びIAEAから計7名の専門家が派遣される予定となっております。

今回のフォローアップのレビュー対象でございますが、平成27年2月のIPPASミッションにおきまして、勧告と助言事項を受けておりますので、その対応状況について確認を受けます。また、原子力施設における核セキュリティの実施状況の確認のために、今回は東京

電力の柏崎刈羽原子力発電所を訪問してもらう予定となっております。

以上でございます。

○更田委員長

田中委員、いかがですか。

○田中委員

日程はそういうことですが、もうあと2カ月弱でございますので、フォローアップですから、前回のときにいただいた勧告事項、助言事項に対して、しっかり対応するようにしていきたいと思います。

○更田委員長

これは原子力規制庁だけではなくて、核物質防護だから、事業者の参加もあるということですか。

○児嶋長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

そのとおりです。前回のIPPASミッション時にも、事業者を訪問して、その場合に助言とかをもらっておりますので、そこの対応状況を事業者から報告させます。

○更田委員長

現場にも行くのですか。

○児嶋長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

前回助言を受けたことについては、今回、対応を原子力規制庁本庁で報告させます。現場に行ってもらうのは今回は柏崎刈羽原子力発電所だけでございます。

○更田委員長

ほかによろしいですか。石渡委員。

○石渡委員

最後の実施状況を確認するために訪問するところなのですけれども、既に稼働している原子力発電所ではなくて、まだ稼働していない柏崎刈羽原子力発電所に行くというのはどういう理由なのですか。

○黒木長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門国際核セキュリティ専門官

核セキュリティ部門の黒木でございます。

防護措置の観点からいきますと、基本的には核燃料物質が置いてあるもの、また、それに対する防護ということでございますので、稼働中及び停止中というところで防護措置が大きく変わるわけではございません。今回施設につきましては、稼働中のところにも声をかけたのですが、結果的には東京電力の柏崎刈羽原子力発電所で受けていただくことになったということでございます。

○石渡委員

分かったような、分からないような説明ですけれども、やはり稼働しているところがいろいろ問題になるのではないかという感じはします。もちろん、いろいろな都合もあるのでしょうか、柏崎刈羽原子力発電所に決まったことについて異議はございませんけれど

も。分かりました。

○更田委員長

核物質防護という観点からすると、稼働中であるか、停止時であるかという点と、同じ核燃料物質がそこにあったとすると、ターゲットとしての特性が変わるわけではないし、むしろ停止中の方が狙われやすいと言うと語弊はあるかもしれないけれども、停止中のものが重要度において運転中のものよりも劣るということはないと思います。全部の施設を見に行くわけではないだろうから、代表例としてとるのが柏崎刈羽原子力発電所であることは特に大きな問題にならないと思います。

ほかによろしいでしょうか。

田中委員は最初のうちがAdSec(核セキュリティ諮問委員会)と重なってしまうのですね。

○田中委員

はい。1日目は参加させていただきます。

○更田委員長

後半はいらっしゃるという形ですね。これは2週間続くので。

○田中委員

そうですね。2週間目はおります。

○更田委員長

これはもう時間がないというか、迫ってきているし、事務量は非常に大きな事務量になると思われるので、しっかりミスのないようにやってもらいたいと思います。ありがとうございました。

5つ目の議題です。ちょっと変わったタイトルですけれども、「原子力規制委員会『男の産休』プラン実施について」。

これは梅村服務専門職から説明してもらいます。

○梅村長官官房人事課服務専門職

人事課服務専門職の梅村でございます。

ワーク・ライフ・バランス推進の一環として、今回、「原子力規制委員会『男の産休』プラン」を実施したく、原子力規制委員会にて報告させていただきます。

「男の産休」プラン、耳慣れない言葉ではございますが、男性の国家公務員に付与される特別休暇である配偶者出産休暇、育児参加のための休暇のことを意味しております。政府は、「男の産休」の合計5日間の取得率100%、また、男性職員の育児休業、これは長くお休みのとれる制度でございますけれども、この育児休業の取得率13%の達成を掲げております。現状、原子力規制委員会では、この目標に達成できていないという状況がございまして、言い換えますと、対象職員である男性職員の把握ができていないという状況を踏まえまして、今回、この目標を着実に達成したく、原子力規制委員会「男の産休」プランとして6つの施策を実施いたします。

1つ目ですけれども、原子力規制庁長官から全職員宛てにメッセージを配信いたします。

2つ目、「男の産休」運用プランの策定及び周知でございます。これは何かと申しますと、対象職員が休暇をとる際に、管理職の理解が重要となります。そのため、マニュアルを策定し、マニュアル内において当該職員が休暇を取得した際に業務分担を見直すこと、また、休暇の取得状況を把握してフィードバックすること、また、対象職員の休暇の取得結果によって、管理職の人事評価に反映させていくことが記されております。

3つ目ですけれども、新たに「プレ・パパママ登録制度」を設けます。これは何かと申しますと、この制度については、男性職員だけでなく、女性職員にも活用したいと考えております。妊娠した職員、また配偶者が妊娠した職員がなかなか職場で報告しづらいことも考えられますので、報告しやすい雰囲気を作りたく、今回、この制度を設けさせていただきたいと思っております。

4つ目ですけれども、「育休プランシート」の一層の活用促進をしてまいります。「育休プランシート」は各省でも活用されているようですが、残念ながら原子力規制委員会では活用されていないという現状を踏まえまして、今後、このシートの活用を一層進めて、対象職員が両立支援制度を活用していけるようにしていきたいと思っております。

5つ目と6つ目の施策でございますが、これは類似している点もございます。職員向けのポータルに両立支援制度の情報を充実させていくことと、また、当該休暇についてチラシを作成し、それを配布し、また両立支援制度について紹介した原子力規制庁庁内新聞などを活用して制度の紹介をするなどして、情報発信を積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上6つの施策から、男性職員も女性職員も両立支援制度を活用して長く働き続けられるよう、原子力規制委員会全体で意識改革を実施してまいりたいと思っております。本プランについて、原子力規制委員会にて了承いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。田中委員。

○田中委員

質問ではないのですが、ここに書いてある具体的な実施策は大変重要かと思えます。特に先ほど言葉がありましたけれども、雰囲気を作るのだということが大事だと思いますし、また、2つ目でしたか、管理職クラスのとあるのですが、一緒に働いているグループの上司というのか、先輩の方の理解とかアドバイスも結構大事なと思いますので、多分、そういうことがここに入っていると私は理解してございます。

○更田委員長

ほかによろしいですか。山中委員。

○山中委員

御紹介の中でもございましたけれども、やはり上司の意識改革がかなり重要かなと思います。あと、私が大学にいたころに、男性の部下がいわゆる産休をとりたいた。ただ、研

究者なので、まとめて産休をとるというのができないので、ばらばらととらせてもらえないか、例えば、トータルで6カ月というのを相談に行って、私も是非ともということで。それはできませんということで断られたのですが、国家公務員の場合、産休のとりようというのですかね、ルールのフレキシビリティというのはどんな感じになっていますでしょうか。

○梅村長官官房人事課サービス専門職

先ほど紹介した「男の産休」、特別休暇については、合計7日間しかないのですけれども、分割して取得可能です。これは時間単位でも取得可能でございます。また、育児休業については、やはり休職制度でございますので、2回まで申請することと、働きながら休暇制度を組み合わせて使うことができない、やはり法律に縛られているところがございまして、柔軟性がないというところがございます。

○山中委員

そういった辺り、少し工夫をすると、お休みを育児のためにとっていただく男性も増えてくるのではないかと。あるいは女性の方も、業務を続けながら育児をするという、両面いふふうになると思うので、そういうルール改正も声を上げていただけるとありがたいなと思います。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

大変結構なプランだと思います。こういうのは、制度を作るのはもちろん基本ですけれども、産休がとりやすくなるような雰囲気作りが一層重要だと思いますので、そういう点にも配慮して進めていただければと思います。

○梅村長官官房人事課サービス専門職

ありがとうございます。進めてまいります。

○更田委員長

これは大変重要なことだと思いますし、是非、前へ進めてもらいたいと思いますが、2つ伺いたいことがある。1つは、よりとりやすくする、それは周囲のものもあるし、御本人の話もあるのだけれども、例えば、育児休暇中の人事評価は無条件に最高ランクの「S」にするとかですね。だって、すごく大事なことをやるわけですよ。それくらいしないと、なかなかね。年齢は様々だろうけれども、自分は大きな責任を負っているとか、今が大事な時期だからとか、みんな言い訳というか、理由が出てくるし、ともすれば育児よりも仕事の方が楽だったりするケースだってあるのだけれども、そうではなくて、極端に言うと強制したいぐらいだけれども、そうはなかなかいかないだろうけれども、少しやり過ぎぐらい、加速するためのことを考えてもいいと思う。育児休業は、その間の評価は「S」というぐらいのことはあってもいいのではないかと思うので。こういうのは制度として考える上では無理が出てくるのだろうけれども、意識としてそれぐらいのものがあっていい

ように思います。

それから、資料の中で「配偶者」という言葉が出てくるのだけれども、これは配偶者に限られるのだろうか。婚姻関係を前提とするのでしょうか。

○森下長官官房人事課長

確認はいたしますけれども、規定では配偶者という書き方になっておりますので、そういう意味では、法律上、厳格になっているものと理解しております。

○更田委員長

これも、本来であれば、社会のありようを踏まえて前へ進めていく話だろうと思います。是非、積極的に取り組んでいただきたいと思ひますし、制度上の困難等々はあるのだけれども、今、13%という目標が達成できないでいるところなので、いきなり100%は非常に難しいだろうと思ひますけれども、できるだけこの取得率が高まるように、周囲の環境も含めて、上司、同僚の意識も含めて、その改善に大いに取り組んでもらいたいと思ひます。

○森下長官官房人事課長

了解いたしました。

1点だけ、先ほど人事評価で最高ランクの「S」という話がありましたので、制度の説明だけ少しさせてください。水を差すつもりは全くないのですけれども。

まず、産休をとったからといって人事評価上不利にしてはならないというのは、ちゃんと人事院の規則で決まっております。

それから、人事評価につきましては、休みをとっている間も、評価期間、基本的に半年ごとにやっていますけれども、その間ずっと休んでいるわけではなくて、出てきている期間があれば、そのところでちゃんと評価をするようにと。ここでは「S」がつく可能性は、出てきている期間でやっていたらあると思ひます。ただ、全期間休まれた場合は、基本、評価ができないということなので、不利にはしないけれども、評価はできないという、人事院のルールではなっておりますので。あと、各省とかからもいろいろ意見が出て、人事院が意見を聞く機会があると思ひますので、山中委員も言われたように、いろいろな改善要望は出していくことはやっていきたいと思ひます。

○更田委員長

規則だし、役所だから、いろいろあるのだろうと思ひますけれども、不利にしてはならないではなくて、有利にするべきなのですよ。

○森下長官官房人事課長

ありがとうございます。積極的に本件を進めてまいります。

○更田委員長

ありがとうございました。

よろしいですか。本日予定した議題は以上です。

あと、報告案件ですけれども、報告案件も特にないということでもよろしいですか。

各委員から何かありますか。

なければ、本日の会議はこれで終わります。ありがとうございました。